

# NEWS

## 産業廃棄物処理に係る「第35回実務者研修会」開催

- ・日 時：令和5年9月27日（水）  
午前10時
- ・場 所：名古屋国際会議場 141・142 会議室  
（名古屋市熱田区）
- ・参加者：150名（78社）

排出事業者及び廃棄物処理事業者の実務担当者を対象とした「第35回実務者研修会」（実務基礎コース研修会）を開催しました。



挨拶をする  
堀部専務理事

開会の挨拶で専務理事 堀部隆司氏は「本日は定員数150名のところ、満席のご参加と相成りましてありがとうございます。廃棄物処理法は不適正事案が起こりますと、益々規制が厳しくなります。平成28年のダイコー事件以降、平成29年にも大きな法改正があり、それに気づかず罪を犯してしまうかもしれません。最新の情報を習得していただき、社内で周知していただきますようお願い致します。」と述べました。

### \*予定表

- 10：05～12：00 産業廃棄物処理の基礎
- 13：00～14：00 産業廃棄物の委託処理と委託契約書
- 14：10～14：50 産業廃棄物管理票（マニフェスト）
- 14：50～15：10 帳簿
- 15：15～15：25「研修修了証」授与



### ◆第1章 産業廃棄物処理の基礎：堀部専務理事

まず、昨年4月1日から施行されたプラスチック資源循環促進法についての概要の説明後、廃棄物処理法の枠組み、産業廃棄物処理業の特徴、保管基準、処理基準、許可基準、欠格要件、罰則等の基礎知識の説明がありました。

### ◆第2章 産業廃棄物の委託処理と委託契約書

：小坂元信事務局長



第2章・第4章担当講師の小坂事務局長

委託契約書を書面化することで排出事業者の処理責任の徹底を図ることが目的であると述べられ、委託契約の原則、法定記載事項等について解説がありました。

### ◆第3章 産業廃棄物管理票

（マニフェスト）

：小野田敏也環境アドバイザー  
マニフェスト管理制度及び各運用例、紛失時の措置について解説がありました。紙マニフェスト・電子マニフェストの比較、電子マニフェストのメリット等について話をされました。



第3章担当講師の小野田環境アドバイザー

### ◆第4章 帳簿：小坂元信事務局長

帳簿作成の目的、廃棄物処理業者が備え付けるべき帳簿、帳簿様式と記載例等について説明がありました。

年に2回開催される「実務者研修会」は昨年より参加者が徐々に増えつつあり、適正処理推進を図る上でも重要な役割を担っています。

また、各単元のクイズは毎回内容が更新され、少し迷いながら考え、講師の説明で正しく理解していき、直ぐに実務へとつながる工夫が成されています。

閉会の挨拶は堀部専務理事が述べた後、修了証が参加者全員に渡され閉会となりました。